

「広島市水道局高陽浄水場で使用する電気」の質疑応答書

令和3年1月15日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		入札時に力率割引を含めますか。 含める場合力率100%で宜しいでしょうか。	基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 標準力率は仕様書に記載しているとおりです。
2		入札附属書の端数処理について指定があれば教えてください。 ・基本料金 ・電力量料金	基本料金と電力量料金については、1円未満の端数を含むことができるので、端数処理しないでください。
3		契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	現在のところありません。
4		各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。	差し支えありません。
5		一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	管轄電力会社の託送供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及びうる事項につき、契約書(案)第2条第2項のとおり、協議することは可能です。
6		現在の供給者を教えてください。	株式会社ホープです。
7		供給開始時に契約電力の変更を行なう場合、現在の契約電力を教えてください。	供給開始時に契約電力の変更はありません。
8		請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	対応いたします。
9		検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。	了承いたします。

10		<p>(権利義務の譲渡等) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。</p> <p>『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p>	<p>条文の追加・変更はできませんが、必要であれば、協議後、覚書等で対応することは可能です。</p>
11		<p>計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。</p> <p>『計量は毎月1日午前0:00に行う。』</p>	<p>条文の追加・変更はできませんが、必要であれば、協議後、覚書等で対応することは可能です。</p>
12		<p>(支払日) 支払期日について落札後協議に応じて頂けますか。</p> <p>例:「請求書を受理した日から30日以内」等</p>	<p>契約書に基づく協議は可能です。</p>
13		<p>契約書の提出および契約締結期限について協議可能でしょうか。</p>	<p>落札決定日から5日以内の日(最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日)に契約書を取り交わします。期限についての協議はできません。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。